

令和 8 年 6 月 2 6 日

災害対策基本法による計画提案について

1 趣旨

災害対策基本法（以下「法」という。）第 42 条の 2 に規定されている地区居住者等による地区防災計画の提案があった場合に関し、世田谷区地域防災計画における取扱いをあらかじめ定めることについて意見を求めるものである。

2 提案制度の概要

実際に防災活動を行う地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して、共同して、市町村防災会議に提案を行う制度（法第 42 条の 2 第 1 項）で、計画提案に対しては、市町村防災会議が、市町村地域防災計画に規定する必要があるか否かを判断し、必要があると判断した場合は当該計画を市町村防災計画に規定し、必要がないと判断した場合は、その旨及びその理由を提案者に通知するものである（法第 42 条の 2 第 3 項及び第 4 項、別紙 1 参照）。

市町村防災会議においては、計画提案が行われた場合には、計画提案の趣旨を踏まえ、地区居住者等からの発意を積極的に受け止めていく姿勢が望まれる。市町村地域防災計画に位置付けるのになじまないと判断される場合として、極めて対象範囲が限定された計画が提案された場合等が考えられる。

3 世田谷区地域防災計画への定め方について

法において、計画提案があった場合における地域防災計画への定め方に関する特段の定めはないことから、区において方法を検討した（別紙 2 参照）。

世田谷区地域防災計画では、既にまちづくりセンターの所管地区を単位とした地区防災計画を策定していることから、地区居住者等より法第 42 条の 2 による計画提案の希望があった場合には、既存の地区防災計画にその一部として名称等を掲載することを前提として、地区を管轄するまちづくりセンターと協働しながら計画案を作成していく。計画案がまとまったところで、防災塾等の地区の会議体において共有のうえ、地区防災計画の修正について合意が得られた後に、法に基づく提案書等を提出いただく。提案書等が提出されたときは、まちづくりセンター、当該地区を所轄する地域の総合支所地域振興課及び事務局において、事前に定める審査事項（別紙 3 参照）に合致するか否かを検討したうえで、世田谷区防災会議へ当該計画を地区防災計画に掲載するものか意見を求めるものとする。

市町村地域防災計画に地区防災計画を規定する方法

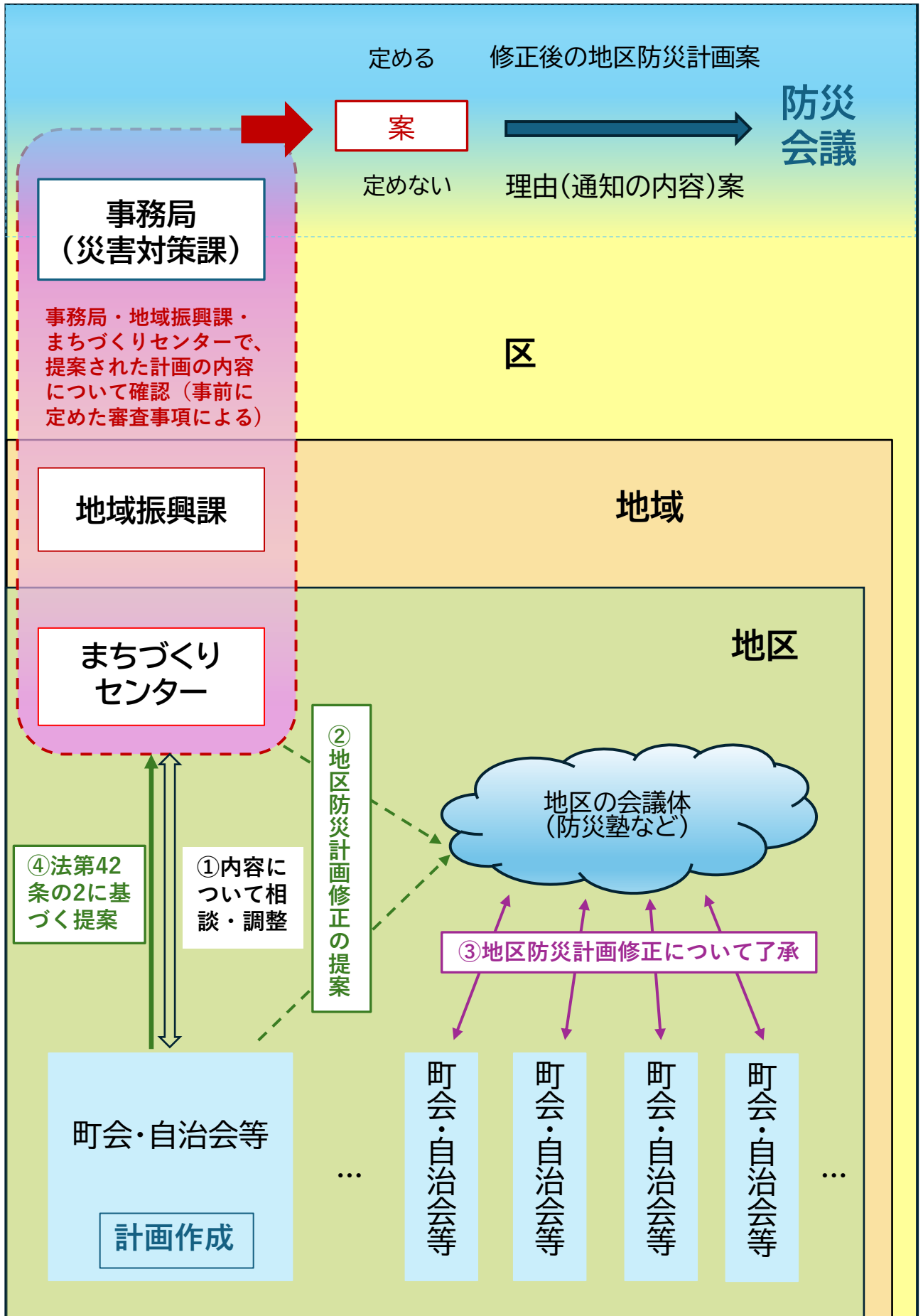
地区防災計画を規定する方法としては、①市町村防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として市町村地域防災計画に規定する場合、②地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して、市町村防災会議に対して提案を行い（計画提案）、その提案を受けて市町村防災会議が、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める場合があります。

計画提案の流れ

計画提案の主体は、実際に防災活動を行う地区居住者等のほか、自主防災組織等において、計画に基づく防災活動についてメンバーの理解が十分に得られており、実際に防災活動を実施できる体制にある場合には、これらの自主防災組織等の役員等が、共同して計画提案を行うことも可能です。

計画提案に対しては、市町村防災会議が、市町村地域防災計画に規定する必要があるか否かを判断し、必要がないと判断した場合は、その旨及びその理由を提案者に通知することになります。





※地区：まちづくりセンター単位の場所、エリア：提案主体の所属している町等の場所

審査における主な確認事項

①世田谷区地域防災計画との整合性

- ☐ 世田谷区防災計画に抵触していないか

②活動の明確化

- ☐ 計画の対象エリアの範囲は明確か
- ☐ 対象エリアで活動を行う居住者・事業者等は明確になっているか
- ☐ 活動の基本方針（目的）は決まっているか

③計画作成・提案

- ☐ 計画作成に関して対象居住者等の間で実質的な合意がなされているか
- ☐ 提案者の所属する地区で計画提案について了承を得ているか

④エリア特性の把握（内閣府ガイドライン第3章より）

- ☐ 対象エリアの特性（自然特性及び社会特性等）が理解されているか
- ☐ 各種ハザードマップを参考としているか

⑤対策の検討

- ☐ 災害時及び復旧・復興期の体制（班編成や役割分担など）を検討しているか
- ☐ 平常時の活動（教育・訓練等）を検討しているか
- ☐ 教育・訓練の実施方法を検討しているか
- ☐ 災害時の活動を検討しているか